

障害者支援における権利擁護と虐待防止 に関わる法律等

- | | | |
|---|--------------------|-----------|
| 1 | 障害者虐待防止法について | P 2 ~ 17 |
| 2 | 障害者差別解消法について | P 18 ~ 22 |
| 3 | 参考資料（意思決定支援ガイドライン） | P 23 ~ 24 |

（平成30年10月 愛媛県・松山市 集団指導資料）

1 障害者虐待防止法について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

目的

障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障がいその他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障がい者を虐待してはならない旨の規定、障がい者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障がい者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障がい者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<p>[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保</p> <p>[スキーム]</p> <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B --- C["①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、後見審判請求)"] </pre>	<p>[設置者等の責務] 当該施設等における障がい者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -- "報告 協力・連携" --> C[都道府県] C --- D["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"] </pre>	<p>[事業主の責務] 当該事業所における障がい者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -- 通知 --> C[都道府県] C -- 報告 --> D[労働局] D --- E["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"] </pre>

- 就学する障がい者、保育所等に通う障がい者及び医療機関を利用する障がい者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

検討

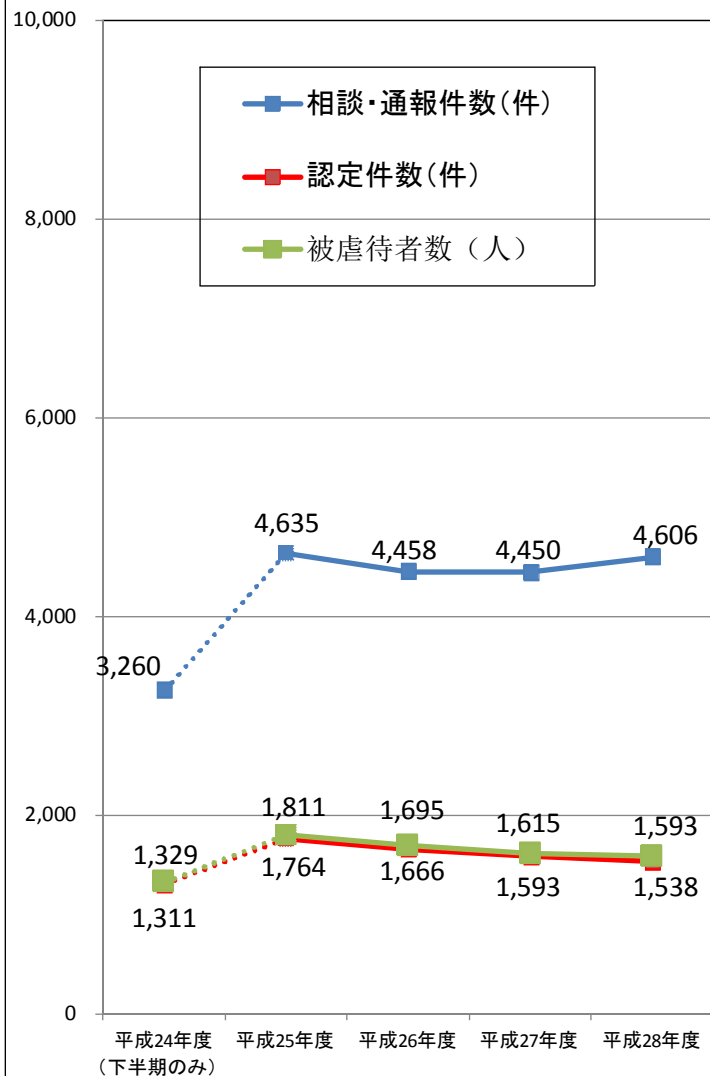
附則第2条

政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障がい者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障がい者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障がい者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

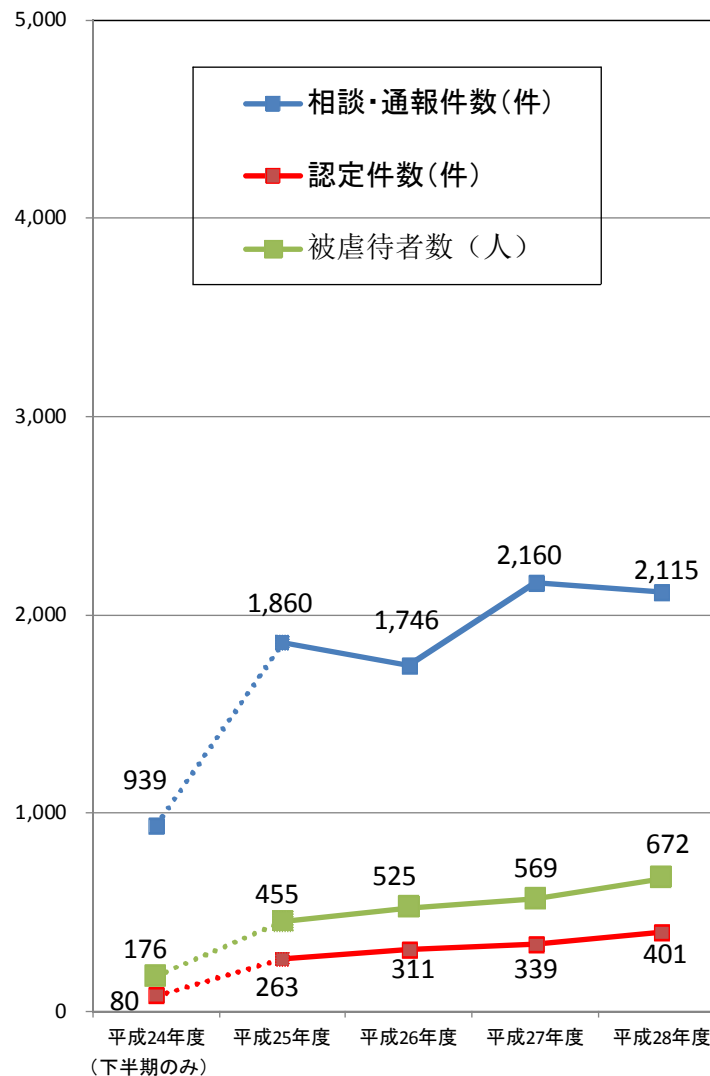
障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較

注:平成24年度のデータは下半期のみのデータであり、経年比較としては平成25年度から平成28年度の4ヶ年分が対象。

養護者による障害者虐待

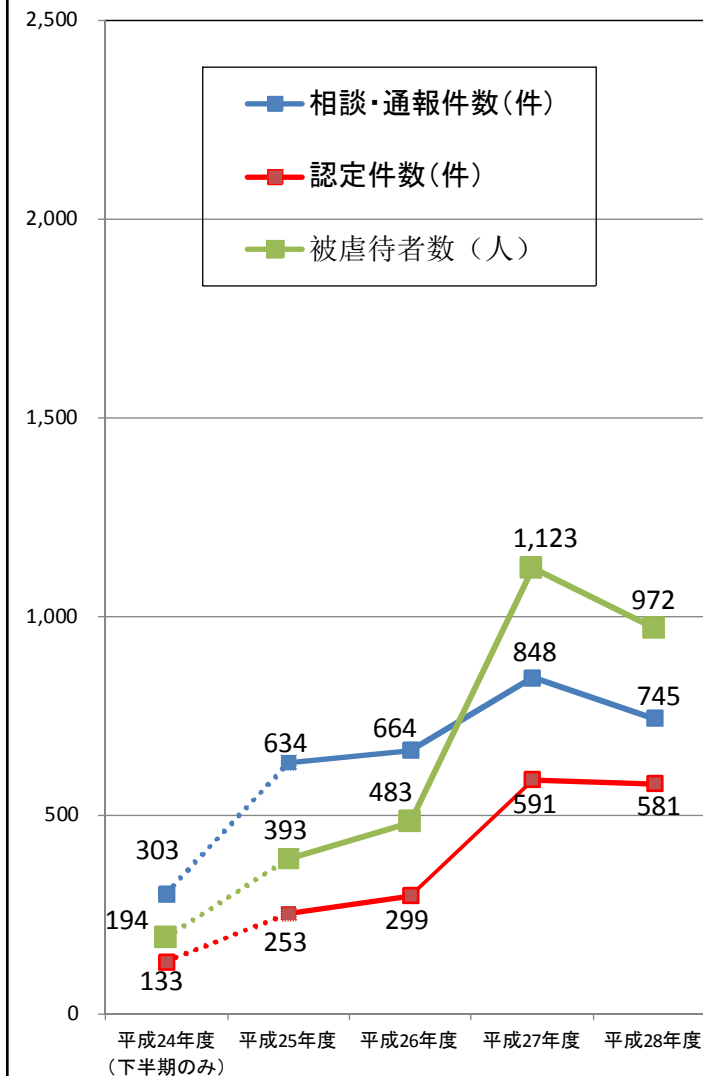


障害福祉施設従事者等による障害者虐待



使用者による障害者虐待

※認定件数、被虐待者数は、雇用環境・均等局調べ



(1) 障害者虐待防止法における「障害者虐待」の定義

障害者

障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義。

「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」

障害者手帳を取得していない場合も含まれる。18歳未満の者も含まれる。

障害者虐待

(ア) 養護者による障害者虐待(家庭)

(イ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待(施設)

(ウ) 使用者による障害者虐待(職場)

(第2条第2項)

虐待行為の禁止

「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」

(第3条)

障害者福祉施設従事者等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障害者総合支援法)等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者。(第2条第4項)

- 障害者福祉施設 … 障害者支援施設、のぞみの園
- 障害福祉サービス事業等 … 障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター・福祉ホームを運営する事業
障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

(2) 虐待の種類

- ① **身体的虐待** 障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある**暴行**を加え、又は**正当な理由なく**障がい者の**身体を拘束**すること。
- ② **性的虐待** 障がい者に**わいせつな行為**をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ **心理的虐待** 障がい者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は**不当な差別的な言動**その他の障がい者に著しい**心理的外傷を与える言動**を行うこと。
- ④ **放棄・放任** 障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、**他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置**その他の障がい者を**養護すべき職務上の義務を著しく怠る**こと。
- ⑤ **経済的虐待** 障がい者の**財産を不当に処分**することその他障がい者から**不当に財産上の利益**を得ること。

※ 高齢者関係施設の入所者への虐待→65歳未満の障がい者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用。

※ 児童福祉施設の入所者への虐待→18歳以上の障がい者に対するものも含めて児童福祉法が適用。

(3) 障がい者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障がい者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別で整理すると下記のとおり。

年齢	所在場所 在宅 (養護者・保護者)	福祉施設					企業	学校、 病院、 保育所
		<障害者総合支援法>		<介護保険法>	<児童福祉法>			
		障害福祉サービス事業所 (入所系、日中系、訪問系、GH等含む)	相談支援事業所	高齢者施設	障害児入所施設等	障害児通所支援事業所、 障害児相談支援事業所		
18歳未満	児童虐待防止法 ・被虐待者支援(都道府県) ※必要に応じて障害者虐待防止法も適用	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使(都道府県市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 一般相談:(都道府県市町村) 特定相談:(市町村)	—	児童福祉法 ・適切な権限行使(都道府県)	障害者虐待防止法(省令) ・適切な権限行使通所:(都道府県市町村) 相談:(市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使(都道府県労働局)	障害者虐待防止法 ・間接的防止措置(施設長)
18歳以上 65歳未満	障害者虐待防止法 ・被虐待者支援(市町村)	—	—	—	【20歳まで】	—	—	
65歳以上	障害者虐待防止法 高齢者虐待防止法 ・被虐待者支援(市町村)	—	—	高齢者虐待防止法 ・適切な権限行使(都道府県市町村)	—	—	—	

障害者虐待防止法における関係者の責務

① **障害者福祉施設の設置者等**

障害福祉施設従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備など障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置を講ずる(第15条)

② **使用者**

労働者の研修の実施、苦情処理の体制の整備などの使用者による障害者虐待防止等のための措置を講ずる(第21条)

通報義務

第7条 第1項

養護者による障害者虐待(十八歳未満の障害者について行われるものを除く。)を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

第16条 第1項

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

第22条 第1項

使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

○ 市町の窓口

障害者虐待防止センター

○ 県の窓口

障害者権利擁護センター

I 施設・事業所の虐待防止と対応

施設・事業所における虐待防止のための体制

(1) 運営規程への定めと職員への周知(指定基準)

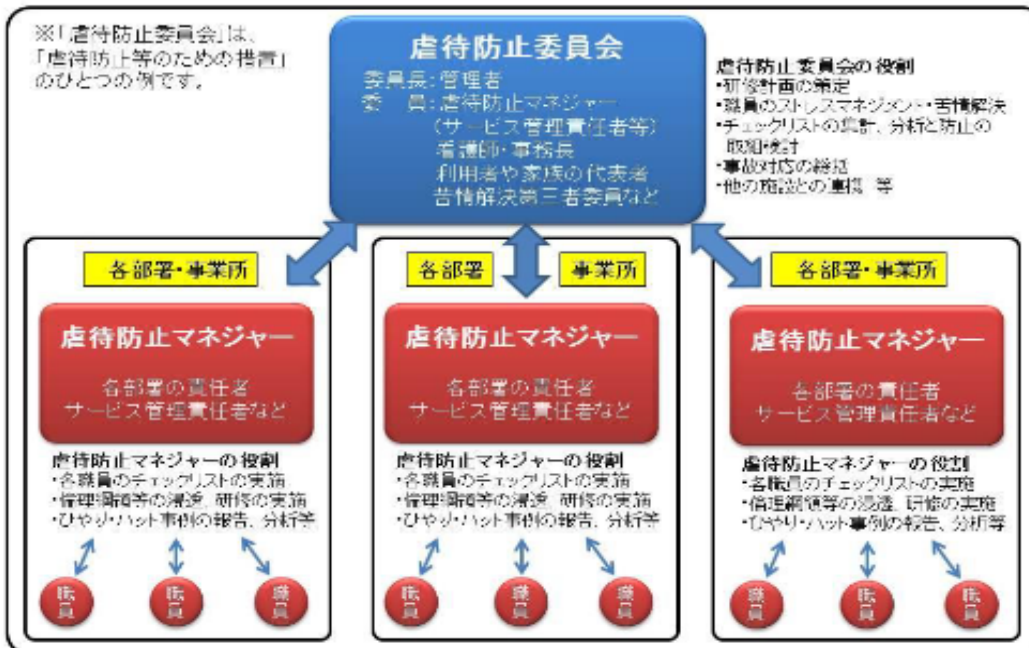
- ・運営規程に、虐待防止のための措置に関する事項を定めなければならない。
- ・指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設等の一般原則として、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) 虐待防止の責任者を設置する等の体制整備

- ・虐待防止の責任者の設置
- ・虐待防止委員会の設置と定期的な開催

(3) 倫理綱領、行動指針、掲示物等の周知徹底

虐待防止委員会概念図・形だけではない生きた運営を！



人権意識、知識や技術向上のための研修

(1) 管理職を含めた職員全体を対象にした人権意識を高めるための研修

- ・基本的な職業倫理
- ・障害者虐待防止法等の関係法律や通知、指定基準などの理解
- ・障がい当事者や家族の思いを聴くための講演会
- ・過去の虐待事件の事例を知る、他の施設・事業所の見学や経験交流 等

(2) 職員のメンタルヘルスのための研修

- ・衝動的な怒りの感情への対処法(アンガーコントロール、アンガーマネジメント)

(3) 障がい特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修

- ・障がいや精神的な疾患の正しい理解
(行動障害の背景、理由を理解するアセスメントの技法、自閉症の支援手法(視覚化、構造化など))
- ・身体拘束や行動制限の廃止、服薬調整 等

(4) 事例検討などスーパーバイザーの助言を得て行う、個別支援計画を充実強化するための研修

- ・障がい者のニーズを汲み取るための視点、個別支援計画による一貫した支援 等

(5) 利用者や家族等を対象にした研修

- ・知的障がい等にとってわかりやすい障害者虐待防止法、障害者総合支援法のパンフレットの活用

(6) 研修実施上の留意点

- ・職員一人ひとりに対する研修計画(特に新任職員・パート従業者)
- ・職場内研修(OJT)と職場外研修(Off JT)の適切な組合せ
- ・年管研修計画の作成と見直しを虐待防止委員会で定期的に実施

虐待を防止するための取組み

(1) 日常的な支援場面の把握

- ・管理者が日常的に現場の支援の様子や雰囲気把握する。
- ・管理者が利用者や職員、サービス管理責任者等との意思疎通を図る。
- ・点在する施設についても頻繁に巡回する。
- ・性的虐待防止の取組(同性による介助、不当な撮影防止のため勤務中の個人の携帯電話の携行禁止 等)
- ・経済的虐待防止の取組(複数の者による利用者預り金等の管理、個人別出納台帳等の書類の整備、抜き打ち検査 等)

(2) 風通しの良い職場づくり

- ・支援にあたっての悩みや苦勞を職員が平素から相談できる体制
- ・職員の小さな気付きもオープンに意見交換・情報共有できる体制

(3) 虐待防止のための具体的な環境整備

- ・事故、ヒヤリハット報告書、自己チェック表とPDCAサイクルの活用
- ・苦情解決制度の活用
- ・サービス評価やオンブズマン、相談支援専門員など外部の目の利用
- ・ボランティアや実習生の受入れと地域との交流
- ・成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用

【参考ホームページ】

(厚生労働省関係通知)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

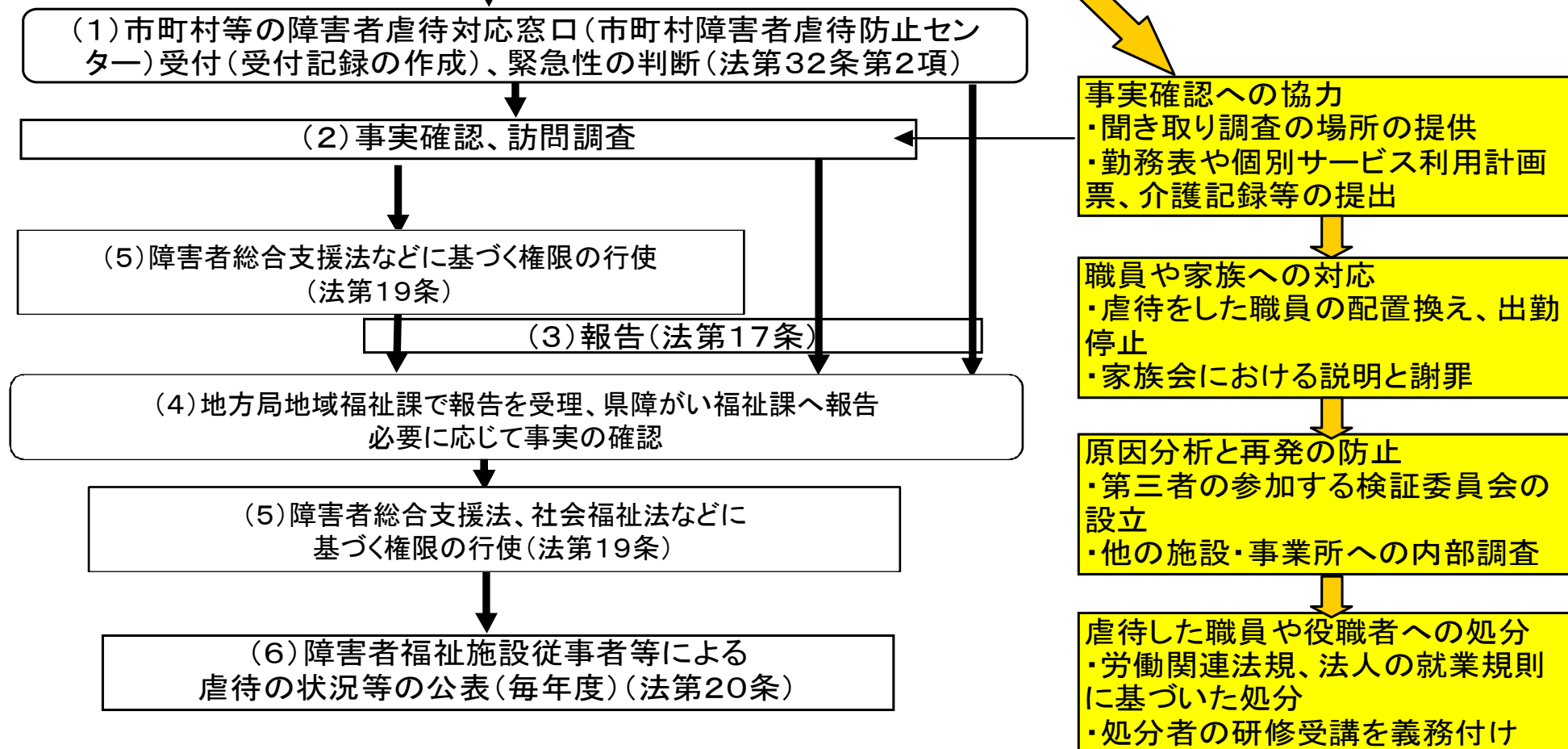
(5分でできる職場のストレスセルフチェック)

<http://kokoro.mhlw.go.jp/check/index.html>

Ⅱ 虐待が起きてしまった場合の対応

・施設・事業所で職員による利用者への虐待が起きた場合
・利用者の家族や施設・事業所の実習生等発見者から相談がある場合
・同じ施設・事業所の職員から管理者等に相談や報告がある場合
上記のような場合に内容を良く聞き、虐待防止のための委員会等で内容確認し、虐待が疑われる場合に、虐待を受けた利用者の支給決定をした市町に通報

※色付は施設・事業所での対応



Ⅲ 市町村・都道府県による施設・事業所への指導等

社会福祉法、障害者総合支援法等の規定による権限の行使

- ・障がい者虐待の防止と虐待を受けた障がい者の保護を図るため、市町村長又は都道府県知事は、社会福祉法、障害者総合支援法その他関係法律に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることを規定（第19条）。
- ・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が強く疑われる場合には、当該施設等から報告徴収を受けて事実を確認し、虐待が認められた場合には、市町村又は都道府県は、改善を図るよう指導。
- ・指導に従わない場合には、社会福祉法、障害者総合支援法その他関係法律に基づく勧告・命令、指定の取消し処分などの権限を適切に行使することにより、障がい者の保護を図る。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表

都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表（年次報告）する（第20条）。

この公表制度を設けた趣旨は、各都道府県における障がい者虐待の防止に向けた取組に反映していくことを目的とするものであり、障がい者虐待を行った事業者名を公表し施設等に対して制裁を与えることを目的とするものではない。

（ただし、障害者虐待等により、障害福祉サービス事業所等としての指定取消が行われた場合には、障害者総合支援法・児童福祉法に基づきその旨を公示）

都道府県知事が公表する項目

- 一 虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 二 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

IV 身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて

身体拘束の廃止に向けて

(1) 基本的考え方

「正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為。

身体拘束が日常化することが更に深刻な虐待事案の第一歩となる危険がある。

やむを得ず身体拘束をする場合、必要性を慎重に判断し、身体拘束の範囲は最小限にしなければならない。

判断にあたって適切な手続きを踏み、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にし、職員全体で支援の質の向上に取り組む。

(2) 身体拘束の具体的な内容

- ① 車いすやベッドなどに縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

※ 介護保険指定基準で禁止となっている行為は、「身体的拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為。

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や 腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)

ア やむを得ず身体拘束を行う3要件

① 切迫性

身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件。利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が、必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要。

イ やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

① 組織による決定と個別支援計画への記載

- ・組織として慎重に検討・決定することが必要。
- ・個別支援計画に、どのような理由でどのような身体拘束を、いつするのかを記載。

② 利用者本人・家族に十分な説明をして、同意を得る

③ 必要な事項の記録

- ・身体拘束を行った場合、身体拘束の内容及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由など、必要な事項を記録。

※ 身体拘束廃止未実施減算の創設【平成30年度報酬改定】

身体拘束等の適正化のため、身体拘束等の記録をしていない場合に利用者全員の基本報酬を5単位減算。(事実発生翌月から3か月後以降の改善報告受理まで)

行動障害のある利用者への適切な支援

(1) いわゆる「問題行動」について

- ・行動障害のある利用者が示す「問題行動」の原因は、利用者自身の障がい特性と環境要因との相互作用の結果。
- ・「問題行動」の背景にある本人の「障がい特性」と「環境要因」の相互作用を明らかにし、「問題行動」を予防する支援をすることが重要。
- ・「問題行動」の背景を探るためには、日常の行動観察が重要。

(2) アセスメント

- ・利用者の障がい特性や個別的なニーズを把握するためのアセスメントにおいて、特に以下の点が重要。
 - ① 好きなこと苦手なこと
 - ② 得意なこと・強みと弱み
 - ③ コミュニケーションレベル(表現性コミュニケーション、受容性コミュニケーション)
 - ④ ひとつひとつの場面や状況をどのように理解しているのか？
 - ⑤ 「何が」わからないのか？
 - ⑥ どのような刺激に敏感又は鈍感か
 - ⑦ 健康上の課題、合併する障がい
- ・利用者の強みや長所など、ポジティブな面を探り出し、そこから真のニーズを発見して、その実現に向けたQOLの向上のための支援を進めることが大切。
- ・本人が理解できるスケジュール表を作成して、それをてがかりに活動ができるように支援する。

(3) わかりやすい環境の支援

- ・環境をわかりやすくし、意味のわかる状況を作れば適切な行動ができるという「構造化」を行う。

「時間の構造化」 文字や絵、写真など、または実物等によりスケジュールを提示

「空間の構造化」 テープやパーテーションにより活動場所を視覚的に明示

「手順の構造化」 作業手順を左から右、上から下の順で色や数字、形を手順にマッチングさせてわかりやすく整理

(4) 行動制限の廃止に向けて

行動障害に対する知識と支援技術を学び、支援をマニュアル化するなどによって職員全体で共有し、行動制限の廃止に向けて取り組むことが施設・事業所での虐待防止と支援の質の向上につながる。

障害者虐待防止法のポイント

- 日頃から体制整備、研修等により虐待を未然に防ぐ。
- 虐待が起こってしまった場合、速やかに市町に通報し、市町や県の事実確認に協力を。
- 正しい知識・技術を身に付け、身体拘束の廃止と本人のニーズの実現に向けた支援を心がける。

まず点検してみましょう

- 施設の理念はしっかりと職員に共有されていますか？
- 利用者への言葉遣いは適切ですか？子ども扱いはしていませんか？
- 利用者のマイナス面や問題行動ばかりに目が行っていませんか？
- 利用者の「自己決定」を言い訳に使っていませんか？
- 「見守り」を「見張り」と勘違いしていませんか？
- トラブルがあった時の連絡体制や責任者は明確ですか？
- 利用者の訴えにきちんと耳を傾けていますか？
- 家族や外部の人がいつでも気軽に出入りできますか？
- 障がい重いから少々不適切な対応は仕方ないと思っていないですか？
- ヒヤリハットについて、原因の検証はされていますか？

(引用)

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省作成 平成30年6月改訂）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000211204.pdf>

2 障害者差別解消法について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

I. 差別を解消するための措置

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等

法的義務

民間事業者

努力義務

具体的な対応

(1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する**基本方針**を策定（閣議決定）

(2) 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する**対応要領**を策定
事業者 ⇒ 事業分野別の**対応指針**（ガイドライン）を策定

※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保

- 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

事業者向けに事業分野別の指針（ガイドライン）

- 福祉事業者向けガイドライン
- 医療関係事業者向けガイドライン
- 衛生事業者向けガイドライン
- 社会保険労務士の業務を行う事業者向けガイドライン

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/sabetsu_kaisho/index.html

<ガイドライン掲載URL>

■ 福祉事業者向けガイドラインの概要 < 1 >

1 趣旨

福祉分野に関わる事業（地域福祉、児童福祉、老人福祉、障がい福祉）を行う事業者向けのガイドライン

2 不当な差別的取扱いと考えられる例

- サービスの利用を拒否すること
- サービスの利用を制限すること（場所・時間帯などの制限）
- サービスの利用に際し条件を付すこと（障がいのない者には付さない条件を付すこと）
- サービスの利用・提供にあたって、他の者とは異なる取扱いをすること

3 合理的配慮と考えられる例

- 基準・手順の柔軟な変更
 - ・障がいの特性に応じた休憩時間等の調整などのルール、慣行を柔軟に変更すること
- 物理的環境への配慮
 - ・施設内の段差にスロープを渡すこと など
- 補助器具・サービスの提供
 - ・手話、要約筆記、筆談、函解、ふりがな付き文書を使用するなど、本人が希望する方法で、わかりやすい説明を行うこと
 - ・パニック等を起こした際に静かに休憩できる場所を設けること
 - ・館内放送を文字化したり、電光表示板で表示したりすること など

4 事業者における相談体制の整備

5 事業者における研修・啓発

6 国の行政機関における相談窓口

7 主務大臣による行政措置

■ 福祉事業者向けガイドラインの概要 <2>

福祉事業者向けガイドラインの特色

(1) 障がい種別ごとの障がい特性に応じた対応について記載

<例>

聴覚障がい(抄)

[主な特性]

- ・聴覚障がいは外見上わかりにくい障がいで

あり、その人が抱えている困難も他の人からは気づかれにくい側面がある

- ・聴覚障がい者は補聴器や人工内耳を装用するほか、コミュニケーション方法には、手話、筆談、口話など様々な方法があるが、どれか一つで十分ということではなく、多くの聴覚障がい者は話す相手や場面によって複数の手段を組み合わせるなど使い分けている

[主な対応]

- ・手話や文字表示、手話通訳や要約筆記者の配置など、目で見てわかる情報を提示したりコミュニケーションをとる配慮
- ・音声だけで話すことは極力避け、視覚的なより具体的な情報も併用
- ・スマートフォンなどのアプリに音声を文字に変換できるものがあり、これらを使用すると筆談を補うことができる

肢体不自由（車椅子を利用されている場合）(抄)

[主な特性]

- ・脊髄損傷（対麻痺又は四肢麻痺、排泄障がい、知覚障がい、体温調節障がいなど）
- ・脳性麻痺（不随意運動、手足の緊張、言語障がい、知的障がい重複の場合もある）
- ・脳血管障がい（片麻痺、運動失調）
- ・病気等による筋力低下や関節損傷などで歩行が困難な場合もある
- ・ベッドへの移乗、着替え、洗面、トイレ、入浴など、日常の様々な場面で援助が必要な人の割合が高い

[主な対応]

- ・段差をなくす、車椅子移動時の幅・走行面の斜度、車椅子用トイレ、施設のドアを引き戸や自動ドアにするなどの配慮
- ・机アプローチ時に車椅子が入れる高さや作業を容易にする手の届く範囲の考慮
- ・視線をあわせて会話する

失語症（抄）

[主な特性]

- ・聞くことの障がい
音は聞こえるが「ことば」の理解に障がいがあり「話」の内容が分からない。
- ・話すことの障がい
伝えたいことをうまく言葉や文章にできない。
- ・読むことの障がい
文字を読んでも理解が難しい
- ・書くことの障がい
書き間違いが多い、また「てにをは」などをうまく使えない、文を書くことが難しい

[主な対応]

- ・表情がわかるよう、顔を見ながら、ゆっくりと短いことばや文章で、わかりやすく話しかける
- ・「はい」「いいえ」で答えられるように問いかけると理解しやすい

■ 福祉事業者向けガイドラインの概要 <3>

福祉事業者向けガイドラインの特色

(2) 障がい特性に応じた具体的対応例（コラム）を記載 ～抄～

アンケートも多様な方法で（視覚障がい）

アンケートを取る際に、印刷物だけを配布していました。すると、視覚障がいの方から、電子データでほしいと要望がありました。電子データであればパソコンの読み上げソフトを利用して回答できるからとのことでした。

紙媒体という画一的な方法ではなく、テキストデータでアンケートを送信し、メールで回答を受け取るという方法をとることで、視覚障がいの方にもアンケートに答えてもらえるようになりました。

作業能力を発揮するための工夫（知的障がい）

Aさんは、作業能力はあるけれど、不安が強くなると本来の作業能力が発揮できなくなってしまいます。Aさんの担当は清掃作業。1フロアを一人で担当するように任されていたが、広い範囲を一人で任されることに不安を感じ、本来の作業能力を発揮できずミスが増えていました。

作業量は変えずに2フロアを2人で担当する様にしたところ、Aさんの不安が減少し、本来の能力を発揮できるようになり、ミスも減りました。

建物の段差が障壁に（肢体不自由）

車椅子を使用している身体障がい者（1級）Aさんが、外出中、建物に入ろうとすると大きな段差があり立ち往生してしまいました。

スタッフに協力をお願いしてみると、段差を車椅子で乗り越える手伝いを申し出てくれました。介助のお陰で、無事に建物に入ることができました。

個別の対応で理解が容易に（発達障がい）

発達障がいのBさんは、利用者全体に向けた説明を聞いても、理解できないことがしばしばある方です。そのため、ルールや変更事項等が伝わらないことでトラブルになってしまうことも多々ありました。

そこで、Bさんには、全体での説明の他に個別に時間を取り、正面に座り文字やイラストにして直接伝えるようにしたら、様々な説明が理解できるようになり、トラブルが減るようになりました。

(3) 関連情報をコラムで紹介

- 障害者虐待防止法
- 発達障害者支援法
- 身体障害者補助犬
- 障がい者に関するマーク
- 児童虐待防止法
- 高齢者虐待防止法
- 等

(参考資料)

意思決定支援ガイドラインについて

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要（平成29年3月31日策定）

I 趣旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的に、今般、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成。（平成29年3月31日付障発0331第15号厚生労働省通知）

意思決定支援の定義

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意志決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

○ 意思決定支援の流れ

意思決定が必要な場面 ・ サービスの選択 ・ 居住の場の選択 等

本人が自分で決定できるよう支援

自己決定が困難な場合

意思決定支援責任者の選任とアセスメント

相談支援専門員・サービス管理責任者兼務可

- 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等
- アセスメント ・ 本人の意思確認 ・ 日常生活の様子の観察 ・ 関係者からの情報収集 ・ 本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握 ・ 本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント ・ 体験を通じた選択の検討 等

意思決定支援会議の開催

サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催可

本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による情報交換や本人の意思の推定、最善の利益の判断

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

意思決定に関する記録の
フィードバック